

【 検 査 】

139 高脂血症又は脂質異常症に対するアポリポ蛋白等の算定について

《令和6年4月30日》

○ 取扱い

高脂血症又は脂質異常症に対する次の検査の算定は、原則として認められる。

- (1) D007「10」アポリポ蛋白
- (2) D007「15」リポ蛋白分画
- (3) D007「21」リポ蛋白分画（PAGディスク電気泳動法）
- (4) D007「34」リポ蛋白分画（HPLC法）

○ 取扱いを作成した根拠等

アポリポ蛋白は、リポ蛋白の構成成分で脂質代謝を反映していることから、脂質代謝異常をきたす疾患の病態把握等の目的で測定される。

また、リポ蛋白は、脂質と蛋白の結合したものであり、リポ蛋白分画は脂質異常症のタイプ分類や病態把握等の目的で測定される。

以上のことから、高脂血症又は脂質異常症に対する上記検査の算定は、原則として認められると判断した。